

「ハトミミ.com」国民の声の受付開始及び規制改革要望の棚卸しについて(平成22年1月12日行政刷新会議報告)

平成24年6月1日時点

「ハトミミ.com」国民の声の受付開始及び規制改革要望の棚卸しについて(平成22年1月12日行政刷新会議報告)における報告内容			実施時期	所管省庁	実施状況
番号	事項名	規制改革の概要			
「特区、地域再生、規制改革集中受付月間」において提出された全国規模の規制改革要望を検討した結果、各府省において実施するとされた事項					
1	株式所有届出の規制緩和	改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第10条により、議決権所有割合が一定割合を超えた場合には、当該株式に関する報告書の提出が義務付けられているが、株式発行会社の自己株取得や減資等株式の取得行為を伴わない場合には、この報告書の提出を不要とする。	独占禁止法改正法施行日(平成22年1月1日)(措置済)	公正取引委員会	平成21年の独占禁止法改正により、取得行為を伴わず議決権保有割合が一定割合を超えた場合には届出義務は生じないこととされ、平成22年1月1日から施行されている。
2	公開買付けによって株券等を取得した公開買付者の大量保有報告書又は変更報告書並びに応募株主等の変更報告書による報告義務発生日に関する事項を追加	公開買付けによって株券等を取得した公開買付者の大量保有報告書又は変更報告書並びに応募株主等の変更報告書による報告義務発生日について明確化が図られるよう適切に対応する。	平成21年度	金融庁	「株券等の大量保有報告に関するQ&A」の公表を行い、 ・公開買付者は、公開買付期間の末日から5営業日以内に大量保有報告書等を提出する必要があること ・応募株主等は、①決済開始日が公開買付期間の末日から5営業日以内である場合には、公開買付期間の末日から5営業日以内、②決済開始日が公開買付期間の末日から6営業日以降である場合には、決済日から5営業日以内に変更報告書を提出する必要があることを明確化(平成22年3月31日公表)。
3	「公開買付届出書」における「対象者の状況」の「株主の状況所有者別の状況」の記載	「公開買付届出書」の「第5 対象者の状況 3株主の状況」の「(1)所有者別の状況」における外国法人等の区分と、「有価証券報告書」の「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況」の「(5)所有者別状況」における外国法人等の区分をそろえる。	平成21年度	金融庁	「発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令」(平成22年大蔵省令第三十八号)を改正し、「公開買付届出書」の「第5 対象者の状況 3株主の状況」の「(1)所有者別の状況」における外国法人等の区分を、「有価証券報告書」の「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況」の「(5)所有者別状況」における外国法人等の区分にそろえた(平成21年12月28日公布・平成22年4月1日施行)。
4	信託受益権(特に不動産信託受益権、金銭債権信託受益権)の売買の媒介時における取引残高報告書の適用除外	金融商品取引業者等が金銭・有価証券を管理しない取引に係る取引残高報告書の交付を不要とするよう内閣府令を改正する。	平成21年度(措置済)	金融庁	「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成十九年内閣府令第五十二号)を改正し、金融商品取引業者等が金銭・有価証券を管理しない取引に係る取引残高報告書の交付を不要とした(平成21年9月9日公布・施行)。
5	第二種金融商品取引業者における取引残高報告書の交付義務の免除	金融商品取引業者等が金銭・有価証券を管理しない取引に係る取引残高報告書の交付を不要とするよう内閣府令を改正する。	平成21年度(措置済)	金融庁	「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成十九年内閣府令第五十二号)を改正し、金融商品取引業者等が金銭・有価証券を管理しない取引に係る取引残高報告書の交付を不要とした(平成21年9月9日公布・施行)。
6	公開買付期間中における買付者又は対象者による有価証券報告書、四半期報告書(半期報告書)の提出が公開買付届出書の訂正届出書の提出事由とならないことの明確化について	公開買付期間中における買付者又は対象者による四半期報告書(半期報告書)提出の取扱いについて明確化する。	平成21年度(措置済)	金融庁	「株券等の公開買付けに関するQ&A」の公表を行い、公開買付期間中に買付者又は対象者が四半期報告書(半期報告書)を提出した場合であっても、必ず公開買付届出書の訂正届出書を提出しなければならないわけではなく、公開買付届出書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生した場合に訂正届出書を提出すれば足りることを明確化(平成21年7月3日公表)。

「ハトミ.com「国民の声」の受付開始及び規制改革要望の棚卸しについて」(平成22年1月12日行政刷新会議報告)における報告内容			実施時期	所管省庁	実施状況
番号	事項名	規制改革の概要			
7	地方自治体におけるエルタックス導入促進	エルタックスに未加入の地方自治体に対して、エルタックスの加入についての積極的な働きかけを行う。また、エルタックスに加入する団体で、電子申告未実施の団体については、速やかに電子申告が開始されるよう働きかけを行う。	平成21年度以降も継続的に実施	総務省	全ての地方自治体がエルタックスに接続(加入)済み(平成22年4月)。そのうち、電子申告等受付サービスを導入しているのは、全47都道府県及び1,253市区町村(平成24年4月時点)。引き続き、未導入の市区町村に対し、働きかける。
8	登記完了後に交付される書類の記載内容の改善	登記所から登記完了後に交付される登記完了証の記載事項について、登記記録上の地積その他の事項を追加するなど、その拡充のための制度改正及びシステム改修を行う。	平成22年度	法務省	不動産登記規則等の一部を改正する省令(平成23年3月25日法務省令第5号)による不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)の一部改正(平成23年6月27日施行)を行った。
9	在留資格「企業内転勤」の要件の見直し	「企業内転勤」の在留資格では、直近1年間に、我が国にある公私の機関の「外国にある本店、支店その他の事業所」に継続して勤務していることが上陸許可の基準となっているが、昨今の国際社会における企業活動の現状を踏まえ、この外国にある事業所等での勤務経歴に、我が国にある公私の機関での勤務経歴を通算できるよう、平成21年度中に所要の措置を講じることとする。	平成21年度	法務省	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の一部を改正する省令(平成22年法務省令第10号)によって、入国の直前に継続して一年以上とされていた外国にある本店、支店その他の事業所での勤務歴に、我が国にある当該公私の機関の事業所に勤務していた期間を合算できることとした(平成22年7月1日施行)。
10	出入国管理の関係法令等のホームページ上での公表方法の改善	2008年に地方入管局に通達した「大学における専攻科目と就職先における業務内容の関連性の柔軟な取扱い」に関しては、「入国・在留審査要領」と併せて内容が把握できるものであることから、同要領の該当部分の内容も含めて同通達内容をわかりやすく法務省ホームページ上に掲載する。	平成21年度 (措置済)	法務省	法務省HP ( <a href="http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyukan_nyukan89.html">http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyukan_nyukan89.html</a> )において掲載済み。(平成21年10月)
11	在留資格認定証明書交付手続の迅速化の徹底	在留資格認定証明書交付手続の迅速化について地方入国管理官署に改めて指示を行う。加えて、省令改正に伴い、新申請書様式による申請であり、かつ、上場企業等又はそれらに準ずる規模等を有する企業等を雇用先とするものについては、これまでより処理期間を短縮し、申請受理日から10日程度をめどに申請を処理することとする。	平成21年度 (措置済)	法務省	平成21年9月7日、在留資格認定証明書交付手続の迅速化・簡素化について、左記のとおり地方入国管理官署に指示を行った。
12	国(社会保険庁)の有する住所情報の開示	確定給付企業年金に関して社会保険庁の有する住所情報の提供を受けられることとする。	平成21年度 (措置済)	厚生労働省	住所等の年金個人情報については、日本年金機構法等の規定に基づき、年金事務所において、企業年金基金等の求めに応じて提供している。
13	国民健康保険関係の窓口業務の民間委託の拡大	国民健康保険関係の窓口業務の民間委託拡大を図るため、市町村の適切な管理の下で被保険者に関する個人情報の保護等につき必要な措置が講ぜられることを前提として、当該窓口業務の受託事業者が被保険者に係る情報等を取扱うことを可能とする。	平成21年度	厚生労働省	「「公共サービス改革基本方針」の改定(国民健康保険関係の窓口業務及び国民健康保険料等の徴収業務の民間委託に関する留意事項)について」(平成19年3月28日付け老介発第0328001号・保国発第0328002号厚生労働省老健局介護保険課長及び保険局国民健康保険課長連名通知)を、「国民健康保険関係の各種届出書・申請書の受付及び被保険者証等の交付業務の民間委託に関する留意事項について」(平成21年12月28日付け保国発1228第1号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知)により改正し、住民基本台帳等へのアクセスを伴う業務委託等も可能であることを示すとともに、個人情報保護の方策として、条例への規制の追加等も考えられることを示した。

「ハトミ.com」国民の声の受付開始及び規制改革要望の棚卸しについて(平成22年1月12日行政刷新会議報告)における報告内容			実施時期	所管省庁	実施状況
番号	事項名	規制改革の概要			
14	ハローワークにおける求人要件の緩和	フランチャイズの契約関係に基づく応募者募集に係る情報については、依頼があった場合には、ハローワーク内にスペースを設け、これらの情報を求職者の閲覧に供することとしているところである。 また、ハローワークでは、将来的にフランチャイズ契約を締結する予定があったとしても、当該求人者の申込みが、雇用関係の成立を求めるものである場合には、(フランチャイズ契約を締結することを希望する者を歓迎する求人を含めて)受理するとともにあっせんの対象にしており、これらの取組をさらに周知徹底する。	平成21年度	厚生労働省	平成22年2月5日厚生労働省首席職業指導官室長補佐事務連絡「公共職業安定所におけるフランチャイズの契約関係に基づく応募者募集に係る情報提供の徹底について」により、各労働局あてに左記取組についての周知徹底を図った。
15	輸入食品監視支援システム(FAINS)における利用者端末からのモニタリング検査結果の把握	輸入食品監視支援システム(FAINS)を利用した食品等の輸入届出においては、モニタリング検査結果通知書を利用者端末から取り出し可能とする。	平成21年度	厚生労働省	平成22年2月21日、輸入食品監視支援システム(FAINS)の更改を実施し、利用者端末からモニタリング検査結果通知書を取り出し可能とした。
16	輸入食品等に係る検疫所モニタリング検査の進捗状況について、各検疫所に対し電話照会が可能であることの周知	輸入食品については、輸入者に対して輸入届出の義務が課せられており、届出を受け付けた検疫所では食品衛生監視員が審査や検査を行っているところ、当該検査の1つであるモニタリング検査(検疫所において輸入貨物を留め置くことなく、届出済証を交付した上で年間計画に基づき実施)の進捗状況について、届出を行った検疫所まで電話により照会できることをあらためて会議等で検疫所に周知する。	平成21年度	厚生労働省	平成22年3月12日、全国の検疫所あてにメールし、モニタリング検査の進捗状況については、届出を行った検疫所にて照会できることを周知徹底した。
17	確定給付企業年金における財政検証の基準の見直し	実施事業所の経営の状況が悪化したことにより、事業主が掛金を拠出することが困難である場合には、財政検証の結果、掛金の引上げが必要となった場合であっても、掛金引上げを猶予することができる措置を講じる(平成24年3月31日までに適用される掛金についての時限措置)。	平成21年度 (措置済)	厚生労働省	平成24年1月に平成24年4月から1年間、掛金引上猶予措置を延長した。
18	第1種農地と当該農地に隣接する土地とを一体として同一の事業の目的に供するために転用を行う場合の許可基準の厳格化	現行制度上、農地の転用許可申請者が、第1種農地(農地法第5条第2項第1号口に定める集团的に存在する農地で良好な営農条件を備えている農地をいう。以下同じ。)と当該農地に隣接する土地とを一体として同一の事業の目的に供するために転用を行う場合には、当該許可の申請に係る事業の目的に供すべき土地の面積に占める当該第1種農地の面積の割合が2分の1を超えない等の場合に転用許可を認めることを可能としているところ、大規模な転用事業が行われる場合には相当な規模の第1種農地が転用されることから、平成21年6月の農地法の改正に伴い省令改正を実施する。	平成21年度 (措置済)	農林水産省	農地法施行規則等の一部を改正する省令(平成21年12月11日農林水産省令第64号)により、農地法施行規則(昭和27年農林水産省令第79号)を改正し、第1種農地を隣接する土地と同一の事業目的に供する場合における当該事業の目的に供すべき土地の面積に占める当該第1種農地の面積の割合の基準を2分の1以下から3分の1以下にする等の厳格化を行った(平成22年6月1日施行)。
19	大規模集客施設の立地を目的とした「27号計画」の成立要件の厳格化	農振法施行規則第4条の4第1項第27号に基づき市町村が地域の農業の振興を図る観点から定める計画(以下「27号計画」という。)の種類、位置及び規模が定められている施設の用地は、農振法第8条第2項に基づき市町村が定める農用地区域に含まれない土地として農用地区域からの除外が可能となると規定されている。 現行制度上、農振法施行規則第4条の4第1項第27号イからリまでに掲げる要件のすべてを満たした場合には、27号計画が成立することとしているところ、当該27号計画については、地域の農業振興との関係が不明確な事例が散見されたことから、平成19年3月に、農用地区域からの除外及び農地の転用と地域の農業振興との関係を明確化する等の運用の適正化を図る通知を発出したところである。当該通知等による是正状況を検証しつつ、平成21年6月の農振法改正に伴い省令改正を実施する。	平成21年度 (措置済)	農林水産省	農地法施行規則等の一部を改正する省令(平成21年12月11日農林水産省令第64号)により、農業振興地域の整備に関する法律施行規則(昭和44年農林省令第45号)を改正し、同規則第4条の4第1項第27号の規定に基づき市町村が策定する計画については、 ① 同計画に定める施設を農業振興地域の特性に応じた農業の振興を図るために必要なものに限定すること ② 同計画に定める施設により農業振興地域の特性に応じた農業の振興が図られているか否かについて定期的に検証すること 等の厳格化を行った(平成21年12月15日施行)。

「ハトミ.com」国民の声の受付開始及び規制改革要望の棚卸しについて(平成22年1月12日行政刷新会議報告)における報告内容			実施時期	所管省庁	実施状況
番号	事項名	規制改革の概要			
20	海外の子会社を対象とした、貨物の輸出および技術の提供に係る新たな包括許可制度の創設について	海外の子会社を対象として一定の条件下で一括して許可を行う新たな包括許可制度を創設する。	平成21年度 (措置済)	経済産業省	我が国企業からその海外子会社に対する輸出等について、包括的に許可を行う「特定子会社包括許可」制度は、関連通達の改正により、平成21年11月に創設済み。 また、更なる事業者の利便性向上を図るため、本特定子会社包括許可制度の対象となる子会社の資本要件の緩和(100%→50%超)等を内容とする関連通達の改正を実施済み(平成24年7月1日施行)。
21	小水力発電装置の設置運営の円滑化	小水力発電に係る許可手続きの円滑化のため、申請がしやすくなるように水利使用許可申請のガイドブックを作成し、公表する。	平成21年度	国土交通省	「小水力発電を行うための水利使用の許可申請ガイドブック」を作成し、平成22年3月31日より国土交通省のホームページに掲載することにより公表している。
22	住宅の建設に係る諸手続の提出書類の共用化	住宅瑕疵担保責任保険申込み窓口が登録住宅性能評価機関や指定確認検査機関を兼ねている場合には重複している図書については提出を省略することができる旨、ホームページで周知する。	平成21年度 (措置済)	国土交通省	住宅瑕疵担保責任保険申込み窓口が登録住宅性能評価機関や指定確認検査機関を兼ねている場合には、重複している図書については提出を省略することができる旨、平成21年12月に国土交通省ホームページにおいて周知した。 <a href="http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutaku-kentiku.files/kashitanpocomer/01-rikouhou-files/5-about-insurance.htm">http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutaku-kentiku.files/kashitanpocomer/01-rikouhou-files/5-about-insurance.htm</a>
23	企業再編に伴う土地譲渡に関する届出	公有地の拡大の推進に関する法律第4条に基づく届出について、企業再編のための事業譲渡、現物出資等については、都道府県等の運用実態も踏まえ、事務処理の迅速化・合理化等による譲渡制限期間の短縮について検討し、周知する。 併せて、会社の合併及び分割による土地所有権の移転については、当該届出は不要である旨周知する。	平成21年度	国土交通省	地方自治法第245条の4に基づき、企業再編のための事業譲渡、現物出資等に伴う土地所有権移転の際の譲渡制限期間の短縮、法人の合併及び分割に伴う土地所有権移転について届出不要であることについて、技術的助言を行った。 (「企業の再編に伴う土地譲渡等に関する届出の取扱いについて(技術的助言)」(平成22年3月30日国土用第82号))
24	廃棄物処理法に関する条例の統一等	廃棄物の適正な処理を推進するためにも、各地方自治体の定めたルールについて、各地方自治体の公開情報を環境省ホームページ等で取りまとめる。	平成22年度	環境省	取りまとめた情報について、環境省HP ( <a href="http://www.env.go.jp/recycle/waste/local_regulation.html">http://www.env.go.jp/recycle/waste/local_regulation.html</a> ) において掲載済み。(平成22年10月～)

「ハトミ.com「国民の声」の受付開始及び規制改革要望の棚卸しについて」(平成22年1月12日行政刷新会議報告)における報告内容			実施時期	所管省庁	実施状況
番号	事項名	規制改革の概要			
「特区、地域再生、規制改革集中受付月間」において提出された全国規模の規制改革要望に対し、各府省において「検討」等を行うとされた事項					
1	一般集中規制に関するガイドラインの見直し	<p>一般集中規制については、「規制改革推進のための3か年計画(再改定)」(平成21年3月31日閣議決定)において、「今後も引き続き、実態の変化を踏まえつつ、施行状況をフォローアップする。そして、当該規制については将来的には廃止することが適切であるとの指摘、事業支配力が過度に集中することにより競争が阻害されることのないよう十分配慮すべきであるとの指摘があることも踏まえつつ、評価・検討する」とこととされている。これを踏まえ、以下の見解についても評価・検討を行う。</p> <p>①主要な事業分野の業種について、日本標準産業分類は必ずしも競争政策の観点から評価すべき市場実態を反映しているとは限らないことから、現状のような3桁分類を基本とするのではなく、2桁分類を原則とする。</p> <p>②資産規模が大きい会社が多く属する業界(事業分野)については、総資産額が大きい会社であっても必ずしも事業支配力を有するものではないことから、形式的一律の基準とするのではなく「大規模な会社」を事業分野ごとの実態に適合した基準とする。</p> <p>③分社化した会社が、上場等により議決権比率が低下する(分社化と同時の場合を含む)場合は、事業支配力が相対的に低下することにほかならないことから、現状の「事業力が過度に集中することとならない会社」に係る類型を拡大し、100%親子関係を継続的に維持するケースと同様に扱う。</p>	平成21年度評価・検討	公正取引委員会	<p>いわゆる一般集中規制については、様々な指摘があることを踏まえつつ、平成21年度に施行状況をフォローアップし、評価・検討を実施したところ、「引き続き、実態の変化を踏まえつつ、施行状況のフォローアップが必要である」との結論を得て、フォローアップの時期・方法について検討を行っているところである。</p>
2	大規模会社の事業報告書の見直し	<p>一般集中規制については、「規制改革推進のための3か年計画(再改定)」(平成21年3月31日閣議決定)において、「今後も引き続き、実態の変化を踏まえつつ、施行状況をフォローアップする。そして、当該規制については将来的には廃止することが適切であるとの指摘、事業支配力が過度に集中することにより競争が阻害されることのないよう十分配慮すべきであるとの指摘があることも踏まえつつ、評価・検討する」とこととされている。これを踏まえ、以下の見解についても評価・検討を行う。</p> <p>①改正後の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第9条第4項で求められる報告書については、競争政策上問題が生じた場合のみ情報を提出することで足りるので、定例の報告書の提出は廃止すべき。</p> <p>②当該報告書の提出義務は、日本独特の規制であり、かつ、その効果も明確なものではないため、国際ハーモナイゼーションの観点から廃止すべき。</p>	平成21年度評価・検討	公正取引委員会	<p>いわゆる一般集中規制については、様々な指摘があることを踏まえつつ、平成21年度に施行状況をフォローアップし、評価・検討を実施したところ、「引き続き、実態の変化を踏まえつつ、施行状況のフォローアップが必要である」との結論を得て、フォローアップの時期・方法について検討を行っているところである。</p>

「ハトミ.com」「国民の声」の受付開始及び規制改革要望の棚卸しについて」(平成22年1月12日行政刷新会議報告)における報告内容			実施時期	所管省庁	実施状況
番号	事項名	規制改革の概要			
3	インターネット・オークションにおける盗品の流通防止対策の強化	有識者等により構成される総合セキュリティ対策会議において、平成21年9月から平成22年3月までの間、インターネット・オークションにおける盗品の流通実態及び警察と事業者等との連携の在り方等について検討する。	平成21年度検討・結論	警察庁	<p>総合セキュリティ対策会議において、盗品の処分先としてインターネット・オークションの利用が増加しており、特にカーナビについてはその傾向が顕著であるため、盗品カーナビの流通防止対策を講じることが喫緊の課題として挙げられ、平成22年3月に同会議報告書に関係事業者等と連携した盗品カーナビの流通防止対策等について提言された。</p> <p>同報告書を受け、以下の措置を講じた。</p> <p>(1) 報告書において、盗品識別のための取組みとして例示されたもののうち、カーナビメーカー等が保有する製造番号の規則性に関する情報の提供等について、関係事業者に対して要請を実施した(「盗品カーナビゲーションの流通防止対策の推進について」(平成22年5月19日付け警察庁生活安全局情報技術犯罪対策課長、警察庁生活安全局生活安全企画課長、警察庁刑事局捜査第一課長連名文書))。</p> <p>(2) 都道府県警察に対し、(1)の要請を踏まえた対策を指示した(「盗品カーナビゲーションの流通防止対策について」(平成22年5月20日付け警察庁生活安全局情報技術犯罪対策課長、警察庁生活安全局生活安全企画課長、警察庁刑事局捜査第一課長連名通達))。</p>
4	再編時におけるグループ内法人向け債権への保証業務に関する規制緩和	子会社等による法人向け債権への保証業務に係る規制に関して、従来、グループ外への保証であったものが、再編によりグループ内への保証となってしまう場合の取扱いについて検討する。	平成21年度検討	金融庁	<p>平成22年2月26日付で「銀行法施行規則第十七条の三第二項第三号及び第三十八号の規定に基づく銀行等の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等を定める件」(平成十年金融監督庁・大蔵省告示第九号)を改正し、グループ外の銀行等が供与する事業性ローンに対する保証であったものが、組織再編の結果、グループ内の銀行等が供与する事業性ローンに対する保証となってしまう場合について、期間の定めのある保証契約については期間満了まで、期間の定めのない保証契約については権利義務が生じた日から1年以内は保証業務の継続を可能とする猶予期間を設ける措置を講じた。</p>
5	公開買付期間中における買付者又は対象者による有価証券報告書の提出が公開買付届出書の訂正届出書の提出事由とならないことの明確化について	公開買付期間中における買付者又は対象者による有価証券報告書提出の取扱について、投資者保護に配慮しつつ、検討する。	平成22年度検討	金融庁	<p>「株券等の公開買付けに関するQ&amp;A」の追加を行い、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公開買付期間中に公開買付者又は対象者が有価証券報告書を提出した場合、訂正届出書の提出が必要であること</li> <li>・公開買付期間中に有価証券報告書が提出される予定である旨及び提出予定時期の記載がなされている場合、訂正した公開買付説明書の交付は不要であることを明確化(平成23年4月6日追加)。</li> </ul>
6	食品表示に関するルールの整理	食品表示に関する一元的な法律の制定など、法制度の見直しに係る検討については、まずは各制度の運用改善を行う段階で、現行制度の問題点などを把握した上で、必要な法体系のあり方の整理・検討を行う。	平成21年度検討開始	消費者庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康食品の表示に関する検討、栄養表示の義務化に向けた検討、加工食品の原料原産地表示の義務付け拡大の検討を進めてきた。</li> <li>・現在、食品表示一元化検討会を開催し、消費者、事業者の意見を聞きつつ、上記を含めて食品表示の一元化に向けた検討を行い、平成24年度中に食品表示に関する一元的な法案の提出を目指している。</li> </ul>

「ハトミ.com「国民の声」の受付開始及び規制改革要望の棚卸しについて」(平成22年1月12日行政刷新会議報告)における報告内容			実施時期	所管省庁	実施状況
番号	事項名	規制改革の概要			
7	公的個人認証サービスの署名検証者の民間事業者への拡大	外部の有識者からなる検討会(公的個人認証サービス普及拡大検討会)を開催し、民間事業者などの意見も伺いながら、民間で公的個人認証サービスを利用できるようにするための検討を進め、平成22年6月頃を目途に一定の結論を得る。	平成22年度検討・結論	総務省	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」(平成24年2月14日閣議決定)において、公的個人認証サービスを改善する内容(民間事業者の窓口等で電子的に本人確認を行うため署名検証者を民間事業者に拡大すること等)に係る措置を講じた。
8	携帯電話の貸与業者の本人確認義務の要件を緩和(本人確認書類として、日本国内に住居を有している外国人に対する大使館・領事館・米軍等の発行する本人確認書類の追加)	携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則を改正し、本人確認書類として、日本国内に住居を有している外国人に対する大使館・領事館・米軍等の発行する本人確認書類を追加することについて検討し、一定の結論を得る。	平成21年度検討・結論	総務省	匿名のレンタル携帯電話が振り込め詐欺等の犯罪に利用されているという問題があったことから、平成21年度に、関係省庁との協議の結果を踏まえ、本人確認義務の要件の緩和は行わないこととした。
9	携帯電話の貸与業者の本人確認義務の要件を緩和(本人確認書類として、再入国許可証の追加)	携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則を改正し、本人確認書類として、再入国許可証を追加することについて検討し、一定の結論を得る。	平成21年度検討・結論	総務省	匿名のレンタル携帯電話が振り込め詐欺等の犯罪に利用されているという問題があったことから、平成21年度に、関係省庁との協議の結果を踏まえ、本人確認義務の要件の緩和は行わないこととした。
10	携帯電話の貸与業者の本人確認義務の要件を緩和(日本国内に住居を有していない外国人に対する本人確認方法として、郵送による本人確認の容認)	携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則を改正し、日本国内に住居を有していない外国人に対する本人確認方法として、郵送による本人確認を容認することについて検討し、一定の結論を得る。	平成21年度検討・結論	総務省	匿名のレンタル携帯電話が振り込め詐欺等の犯罪に利用されているという問題があったことから、平成21年度に、関係省庁との協議の結果を踏まえ、本人確認義務の要件の緩和は行わないこととした。
11	携帯電話の貸与業者の本人確認義務の要件を緩和(上場企業及び学校法人に対する非対面の貸与契約における、通信可能端末設備等の非対面取引要件の緩和)	携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則を改正し、上場企業及び学校法人に対する非対面の貸与契約における、通信可能端末設備等の非対面取引要件を緩和することについて検討し、一定の結論を得る。	平成21年度検討・結論	総務省	匿名のレンタル携帯電話が振り込め詐欺等の犯罪に利用されているという問題があったことから、平成21年度に、関係省庁との協議の結果を踏まえ、本人確認義務の要件の緩和は行わないこととした。
12	携帯電話の貸与業者の本人確認義務の要件を緩和(対面時貸与時本人確認について、顔写真の付された学生証・社員証を補助書類とする本人確認方法を追加)	携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則を改正し、対面時貸与時本人確認について、顔写真の付された学生証・社員証を補助書類とする本人確認方法を追加することについて検討し、一定の結論を得る。	平成21年度検討・結論	総務省	匿名のレンタル携帯電話が振り込め詐欺等の犯罪に利用されているという問題があったことから、平成21年度に、関係省庁との協議の結果を踏まえ、本人確認義務の要件の緩和は行わないこととした。

「ハトミ.com」国民の声の受付開始及び規制改革要望の棚卸しについて(平成22年1月12日行政刷新会議報告)における報告内容			実施時期	所管省庁	実施状況
番号	事項名	規制改革の概要			
13	携帯電話の貸与業者の本人確認義務の要件を緩和(貸与時本人確認の際に、法人としての本人確認が免除される対象に、上場企業及び学校法人を追加)	携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則を改正し、貸与時本人確認の際に、法人としての本人確認が免除される対象に、上場企業及び学校法人を追加することについて検討し、一定の結論を得る。	平成21年度検討・結論	総務省	匿名のレンタル携帯電話が振り込め詐欺等の犯罪に利用されているという問題があったことから、平成21年度に、関係省庁との協議の結果を踏まえ、本人確認義務の要件の緩和は行わないこととした。
14	振替株式会社発行会社の組織再編に伴う特別口座の口座管理機関の変更	組織再編を行う上場会社に限り特別口座の口座管理機関を変更する手続を創設する上での問題点を把握の上、当該問題点に対する対処法の検討を行う。	平成22年度検討	法務省	口座管理機関を変更する手続を創設することについては、法制審議会会社法制部会において調査審議が行われている。
15	外国人研修・技能実習制度の見直し	製造業の生産現場において多能工が進んでいることを踏まえ、対象職種・作業に限定せず、例えば、関連する複数職種について実習することを可能とし、評価制度(試験)については中心となる対象職種について整備されていればよいこととするよう、検討し、結論を得る。	平成21年度検討・結論	法務省 厚生労働省	実習できる作業について、技能実習生が技能検定等の評価試験を受ける職種・作業に限定せず、関連する作業についても一定の割合で行うことを技能実習計画に記載の上で認めることについて、「技能実習制度推進事業運営基本方針」(平成5年4月5日労働大臣公示)の一部改正により措置した(平成22年1月22日改正、平成22年7月1日以降に技能実習2号へ移行する技能実習生から適用)。
16	特定健康保険組合の認可の取消しに係る手続きの明確化	特定健康保険組合の認可の取消しについて、行政運用において手続きの透明性・公平性がより担保できる方策(例えば申請に必要な書類、審査項目の明確化等)を検討し、結論を得る。	平成21年度検討開始、平成22年度結論	厚生労働省	これまで認可取消しに当たって、特例退職被保険者へのアンケートの実施と過半数の了承を得ることを求めていたが、特定健康保険組合の認可取消しの手続きについては、「特定健康保険組合の認可取消に伴う事務取扱いについて(平成23年3月22日保保発0322第1号厚生労働省保険局保険課長通知)」において、このアンケートを廃止し、また、認可取消しの申請にあたっての必要書類と審査項目を明確化し、認可までの審査手続きのフローを明確化して示した。
17	確定給付企業年金、厚生年金基金におけるキャッシュバランスプランの再評価率の自由度向上	確定給付企業年金、厚生年金基金におけるキャッシュバランスプランについて、運用リスクの一部が事業主から加入者、受給者に転嫁されることに留意の上、給付額の再評価等に用いる指標の拡充を慎重に検討する。	平成22年度検討	厚生労働省	平成24年1月に給付額の再評価率等に用いる指標の拡充を実施。
18	老齢厚生年金併給調整に伴う手続きの改善	雇用保険の給付を受ける場合、老齢厚生年金の支給停止手続きを本人からの届出に基づき行うことが必要とされているが、社会保険庁とハローワークでの情報交換がなされている点を踏まえ、今後、代替する方法があるかどうかを検討する。	平成22年度検討	厚生労働省	老齢厚生年金の支給停止の際に必要なとされている本人からの届出を省略するため、日本年金機構のシステム改修に係る開発規模や開発期間について見積りを行ったところであり、引き続き、具体的な事務処理方法等の詳細内容を検討している。今後、システム改修の優先順位や費用対効果等を踏まえた上で、届出省略の是非や具体的な実施時期について判断していきたい。

「ハトミ.com」国民の声の受付開始及び規制改革要望の棚卸しについて(平成22年1月12日行政刷新会議報告)における報告内容			実施時期	所管省庁	実施状況
番号	事項名	規制改革の概要			
19	確定拠出年金における個人情報取り扱いの緩和	事業主の行う投資教育のために、運営管理機関が事業主に対して個人の投資情報等の提供を行うにあたっては、本人の同意を必要としているところであるが、投資教育の効果的な実施に向け、個人情報の保護が適切に行われるかどうか等の問題を踏まえ、今後検討する。	平成22年度検討	厚生労働省	<p>事業主の行う投資教育のために、本人の同意を得ずに運営管理機関が事業主に対して情報を提供することは、個人の資産額や資産配分等の情報については困難であるが、個人が特定されていない統計的データについては可能であり、その旨厚生労働省ホームページに掲載中のQ&amp;Aに掲載し、明確化を図っている。(措置済み) (平成22年4月1日掲載)</p> <p>「確定拠出年金Q&amp;A」 <a href="http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/nenkin/kakutei/qa.html">http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/nenkin/kakutei/qa.html</a></p>
20	「集成材の日本農林規格」にかかる性能規定の併用導入	「集成材の日本農林規格」第5条1項(幅方向に接合したラミナの品質等にかかる幅はぎ未評価ラミナの範囲、ラミナの厚さ(厚さ・最大と最小のラミナの厚みの比率)、二次接着の仕上げ等)の規定に関する性能規定の併用導入等について、製造業者・実需者等からの要件緩和と要望に基づき、科学的根拠に基づく安全性・信頼性の確保等を踏まえた上で検討し、結論を得る。	平成21年度検討開始、平成24年度の規格の定期的見直しまでに可能な限り早期に結論	農林水産省	「ハトミ.com」国民の声の受付開始及び規制改革要望の棚卸しについて(平成22年1月12日行政刷新会議報告)、「規制・制度改革に係る対処方針」(平成22年6月18日閣議決定)を受けて、平成22年7月22日から学識経験者等による検討を開始しており、「新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策」(平成22年9月10日閣議決定)を受けて、平成23年11月16日に開催された集成材の日本農林規格の改正に係る原案作成委員会において学識経験者等による検討の結論を得た。その結論を踏まえて、集成材の日本農林規格の改正について、農林物資規格調査会総会(平成24年3月21日開催)の審議に付し、議決された。
21	工場立地法の緑地面積変更に関わる手続の見直し	工場立地法において、生産施設の面積については30㎡まで変更届不要となっている。緑地面積の減少についても、定められた面積比率を満たし、かつ、一定面積(30㎡)以下の変更であれば軽微変更として扱い、変更許可申請の提出を不要とすることについて検討を行い、結論を得る。	平成21年度検討開始、可能な限り早期に結論	経済産業省	緑地の削減によって減少する面積の合計が10平方メートル以下のものであって、保安上その他やむを得ない事由により速やかに行う必要がある場合に限っては、工場立地法施行規則第九条に基づく軽微な変更として変更の届出提出を不要とする改正を行った。 (平成22年6月30日施行)
22	鉱山坑内でのガソリン車使用制限の緩和	鉱山の坑内で使用する自動車について、ディーゼル機関のみならず、安全性等に配慮し、使用条件等も考慮しながら、ガソリン車の走行も認めることについて検討し、結論を得る。	平成21年度検討開始、平成22年度結論	経済産業省	あらかじめ火災及び有害ガスによる危害を防止するために適切な措置を講じ、人の運搬並びに施設等の巡視及び点検の用に供する場合に、鉱山坑内におけるガソリン車の使用を認めることとする関係省令の改正を行った。 (平成24年6月1日施行)
23	駐車場用換気装置の基準の見直し	駐車場用換気装置の換気能力の基準について、自動車排ガス規制の動向やハイブリッドカー等の低公害車の普及状況等を調査し、見直しを検討する。	平成21年度検討開始、結論を得次第措置	国土交通省	ハイブリッドカー等の低公害車については、近年急速に普及してきているところであるため、既存の自動車、自動二輪車の利用実態を踏まえつつ、今後の環境対応車の普及動向を注視しながら、駐車場に設ける換気設備の技術的基準について平成22年3月より検討を開始し、現在、適切な基準の考え方、具体的な基準について検討をおこなっているところ。

「ハトミ.com」国民の声の受付開始及び規制改革要望の棚卸しについて(平成22年1月12日行政刷新会議報告)における報告内容			実施時期	所管省庁	実施状況
番号	事項名	規制改革の概要			
24	建設業許可の申請・変更届における個人情報の取扱について	建設業許可の申請及び変更等の届出の際に提出する役員の一覧表及び使用人の一覧表のうち、現住所等の個人情報に当たる項目の閲覧については、個人情報保護の観点から、当該項目については閲覧させないこととし、具体的な実施方法について、実務上の課題等に配慮しつつ、結論を得る。	平成21年度結論	国土交通省	各地方整備局等が行う閲覧事務について、役員等の住所が記載された略歴書等を公衆の閲覧に供さないこととする旨の通知(建設業法の規定に基づく閲覧制度の実施に係る取扱いについて)を平成22年2月24日に発出した。また、都道府県に対しても可能な限りの対応を要請した。
25	民間都市再生事業計画認定の申請期限の延長	民間都市再生事業計画の認定の申請期限を今後さらに延長することについて、今後の社会経済情勢や都市における市街地整備の状況等を踏まえ、検討する。	平成23年度までに結論	国土交通省	検討を行い、民間都市再生事業計画の認定の申請期限の延長を含む都市再生特別措置法の一部を改正する法律案を第177回国会において提出した。同法律案が成立し、平成23年7月25日に施行されたことにより、平成29年3月31日まで申請期限が延長された。
26	羽田空港における国際ビジネスジェットの発着枠許可申請期限の短縮	運航7日前までに行うこととされている、国際ビジネスジェットの羽田空港発着枠取得のための申請期限について、運航3日前まで短縮することに向けた検討を開始する。	平成21年度検討・結論	国土交通省	平成22年10月31日より、国際ビジネスジェットの発着枠の割り当てに係る手続きの期限を撤廃し、乗り入れ当日の手続きでも可とした。 (「東京国際空港における深夜早朝の有効活用方策について」に基づく発着枠の配分方法、手続等について)(平成13年国空第4号・国空第5号)の廃止、「ジェネラルアビエーションによる東京国際空港の利用について」(平成12年空総第91号)の適用)
27	PCB廃棄物収集・運搬ガイドラインにおける運搬容器規定の一部見直し	PCB廃棄物を運搬車で運搬する場合、消防法で規定する危険物に関する運搬容器による運搬も可能とするか否かについて、PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン見直しの検討を行い、結論を得る。	平成23年度検討・結論	環境省	平成22年6月に「PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」の見直しを行い、固体状のPCB廃棄物(自由液として存在しないものに限る)については、消防法の規定のみの容器でも可となったところ。(平成22年6月30日「PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」(環廃産発第100630001号 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知))